

## ☆常勤講師募集のお知らせ☆

中予教育事務所では、管内の小学校・中学校でご勤務いただく常勤講師を募集しています。

常勤講師として任用希望の方、また、その他講師（非常勤講師を含む）に関するお問い合わせ等ございましたら下記の連絡先までお気軽にご連絡をください。

中予教育事務所教職員課 講師担当者

TEL 089-909-8780



なお、令和4年7月1日より、改正教育職員免許法が施行され、事実上、教員免許更新講習制度が廃止されたことに伴い、免許状の有効期間について次のような取扱いをすることとなりました。

令和4年7月1日時点で

- 新免許状 (H21. 4. 1 以降に初めて授与された免許状)
  - ・ 有効な免許状 ⇒ 有効期間のない免許状（手続き不要）
  - ・ 失効した免許状 ⇒ 再授与申請
- 旧免許状 (H21. 4. 1 以前に初めて授与された免許状)
  - ・ 有効な免許状 ⇒ 有効期間のない免許状（手続き不要）
  - ・ 失効した免許状 ⇒ 再授与申請
  - ・ 休眠状態 ⇒ 有効期間のない免許状（手続き不要）

もし、これまで、免許が休眠状態になっていて常勤講師等の希望ができなかった方、常勤講師として働きたいが免許が失効してしまった方等おられましたら、お気軽に上記の連絡先までご相談ください。